

日英外務・防衛閣僚会合 共同声明
協力分野に関する付属書(仮訳)
2015年1月21日

1. 平和に対する積極的貢献

- (1) 四大臣は、特に、2015年のNPT運用再検討会議を前に、軍縮、不拡散及び通常兵器の管理並びに武器・デュアルユース品及び技術の輸出管理の分野における協力を強化していくことを決定した。四大臣は、武器貿易条約の発効を歓迎し、この条約に対する両国の継続した支持に留意した。
- (2) 四大臣は、フィリピンにおける台風ハイエン後の活動及び南インド洋におけるマレーシア航空 MH370 便の搜索救助活動を含む災害救援及び人道支援に対する両国の実質的な貢献を想起した。四大臣は、二国間及び多国間の対話と訓練を通じ、教訓を共有するとともに将来の災害に即応するための相互運用性を深めるための機会を追求することを決定した。
- (3) 四大臣は、エボラ出血熱の封じ込めの支援において日本国自衛隊又は英国国防軍その他の政府職員及び専門家が果たしている役割を評価するとともに、それぞれの外務・防衛当局の事務方に対し、情報共有を継続し、更なる協力の機会を特定するよう求めた。
- (4) 四大臣は、市民に対するテロの危険を減少させるために協働するとともに、北アフリカ、サヘルにおける不安定化の原因及び ISIL の脅威に対処する取組の強化につき緊密に連携することを約した。
- (5) 四大臣は、2015年12月の気候変動にかかる世界全体の取極めにモメンタムを与えるため、G7 プロセスの下で行われている、気候変動が安全保障に与える影響に関する検討のために協力を深めていくとともに、この問題についてのさらなる協力のための対話を維持することを決定した。
- (6) 四大臣は、アジア及びアフリカにおける海賊及び海上武装強盗行為に対処するため、両国が海上安全保障の分野で協力を継続していくこ

とを決意した。四大臣は、日本が第 151 連合任務部隊の司令官を務めるとともに英国がその司令部に要員を派遣することを通じて海賊対処における二国間協力を更に推進していく重要性に留意した。

(7) 英国側は、日本が NATO 及び EU との協力を強化することを支持し、自衛隊の護衛艦とオーシャン・シールド作戦に参加している NATO の艦艇及び EU 海上部隊との間で行われたソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための共同訓練を歓迎するとともに、女性・平和・安全保障の分野に関する活動を支援するため NATO 本部へ女性自衛官が派遣されたことを歓迎した。

(8) 四大臣は、紛争下の性的暴力防止を含む平和及び安全保障の課題について、女性の能力強化のための協力を継続していくことを決定した。この関連で、英国側は、2015 年 8 月に東京で開催される第 2 回女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)を歓迎すると表明した。

(9) 四大臣は、現在提案されている宇宙活動に関する国際行動規範等の宇宙の安全保障に関する取組に関する機会を含め、宇宙空間に関する活動において協力が進展していることを歓迎した。

(10) 四大臣は、国連 PKO(平和維持活動)に対する需要の増加に留意し、この分野で協力を推進していくことを決定した。

(11) 四大臣は、今日の安全保障の課題に効果的に対処するための国連安保理改革の緊急性を強調し、国連創設 70 周年に当たる 2015 年を記念し、改革における真の行動を追求するために協力することを強調した。四大臣は、既に表明されているとおり、英国が日本の国連安保理常任理事国入りを支持することを確認した。

2. 政策対話

(1) 四大臣は、初の外務・防衛閣僚会合の成果を歓迎した。四大臣は、それぞれの事務方に対し、この文書にまとめられている成果を実施するために既存の政策対話を活用することを指示した。

- (2) 四大臣は、既存の情報共有の手段の重要性に留意するとともに、この分野の協力を更に前進させていくことを決定した。
- (3) 四大臣は、過去の議論で決定されたとおり、**国家安全保障局間の緊密な連携が行われていることを歓迎した。**
- (4) 四大臣は、サイバー空間における新たな課題に留意し、2014年12月にロンドンで開催された第2回日英サイバー協議の成功を歓迎するとともに、近い将来第3回協議が日本で開催され、サイバーセキュリティに関する情報共有と分析を継続することについての期待を表明した。四大臣は、開発協力、法の支配及び能力構築の分野における連携の更なる追求を含む、両国間の東南アジアに関連する対話の拡大を継続することの重要性を認識した。

3. 運用面の協力

- (1) 四大臣は、**物品役務相互提供協定(ACSA)**が両国間の安全保障協力の枠組みにおいて重要な柱となっているとの認識を共有した。四大臣は、2014年12月に東京で開催された予備協議を歓迎し、それぞれの事務方に対し、可能な限り早期に ACSA を締結するために最大限取り組むよう指示した。
- (2) 四大臣は、防衛装備移転協定に基づき、化学・生物防護技術並びに共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性検討に係る共同研究を含む**防衛装備・技術に関する共同事業**が特定され開始されたことを歓迎した。四大臣は、日英防衛装備・技術協力運営委員会を通じて、他の協力事業を探求することを決定した。
- (3) 四大臣は、日本国自衛隊と英国国防軍との間の**共同訓練の計画**に向けた機会を検討し、提案をとりまとめることを決定した。こうした活動は、平和維持活動、災害救援、人道支援活動、非戦闘員退避活動及び空輸等の分野において行われる。その目的を達するため、四大臣は、防衛・安全保障関連の職員や研究者による交流を推進することを決定した。

(4) 四大臣は、上に述べられた協力の進展とこれまでに得られた知見とを考慮し、両国の事務方に対して、そうした協力を促進するための手段を特定するよう指示した。

(了)